

令和 6 年度

豊田市内部統制評価報告書審査意見書

令和 7 年 8 月 2 1 日

豊田市監査委員

豊 監 発 第 3 9 6 号

令和 7 年 8 月 2 1 日

豊田市長 太 田 稔 彦 様

豊田市監査委員

松 永 浩 行

向 山 和 秀

板 垣 清 志

山 田 主 成

令和 6 年度豊田市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、当委員の審査に付された令和 6 年度
豊田市内部統制評価報告書について、意見を提出します。

令和6年度豊田市内部統制評価報告書審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、市長から審査に付された令和6年度豊田市内部統制評価報告書について、同法の定めるところにより審査を実施した。

2 審 査 の 方 法 等

審査は、豊田市監査基準に準拠し、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに、必要な聴き取りを行った。期間は、令和7年7月16日から8月8日まで実施した。

① 令和6年度豊田市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

② その他説明のために提出された関係書類

また、審査に当たっては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点にして実施した。

3 審査の結果及び所見

評価報告書について、前記の方法により審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

今回、「全庁的な内部統制」においては、重大な不備に該当すると評価された案件はなかった。しかし、業務委託先における約15万人分の個人情報漏えい事案を契機として行われた全庁点検では委託業務における個人情報の管理方法に不備があるものとされ、監督義務の履行を徹底する是正策が措置されたことを確認した。また、「業務レベルの内部統制」においては、給付事業における自己負担額の算定誤り及び市ホームページにおける個人情報の不適切な取扱いの2つの事務ミス事案が重大な不備に該当すると評価され、いずれも是正策が措置されたことを確認した。

内部統制制度が令和3年度から本格運用されて以来、事務の適正な執行の確保に努められてきたが、内部統制の重大な不備に該当する事務ミスが発生していることは残念である。法令等を遵守した正確な事務処理は市政への信頼の基礎であり、的確な原因分析と是正策の全庁的な共有はもとより、より一層の危機意識をもって内部統制の強化に取り組まれることを望む。